

国道沿線に土地を所有されている皆さまへ

竹木の適切な管理をお願いします

土地の所有者が、管理責任を問われる可能性があります！

近年、国道沿線の竹木等が、強風などによって道路側に倒れ込み、走行中の車両に接触するなどの事故が多発しています。

このような事故が発生すると、**法律上、土地の所有者が管理責任を問われることがあります**ので、国道への竹木などの倒れ込みの危険が予測される場合は、伐採・剪定等のご協力をお願いいたします。

【参考】民法第七百十七条(抜粋)

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

緊急性が高い場合は、長野国道事務所の判断で伐採する場合があります！

私有地に植えられた竹木の伐採は、**土地の所有者で行っていただくのが原則**です。

倒木の危険性があり、長野国道事務所で伐採が必要と判断した場合、原則として所有者の方へ事前連絡をさせていただきますが、**緊急性が高い場合には、やむを得ず、事前の連絡を行わずに伐採することがあります**ので、ご理解をお願いいたします。

国道の施設を破損してしまった場合は、必ずご連絡を！

伐採作業時に、立入防止柵等の国道の施設を破損してしまった場合は、必ず長野国道事務所までご連絡ください。国道の利用者が、破損箇所に接触してケガをしまったり、シカやイノシシといった動物が国道へ侵入し、走行車両を損傷させてしまう危険性があります。

※長野国道事務所管理区間：長野県内の国道 18 号、19 号(高出交差点以北)、20 号、中部横断自動車道



2026 年4月 国道 20 号(塩尻市内)
私有地からの倒木による車両損傷事故



2025 年3月 中部横断道(佐久市内)
私有地からの倒木による立入防止柵の破損

お問合せ先

国土交通省 関東地方整備局 長野国道事務所 管理第一課
TEL 026-264-7007 / FAX 026-264-7043